

令和4年度「ほっかいどう未来チャレンジ応援事業」について

【事業目的】

北海道に貢献する意欲のある若者が海外において自らの資質の向上に挑戦することを応援し、北海道の将来を担う人材の育成を図るため「ほっかいどう未来チャレンジ基金」を活用し、本道の学生や社会人に対し海外留学の経費の一部を助成する。

【基本的な考え方】

新型コロナウイルス感染症の影響による海外留学制限、留学控えといった社会情勢を踏まえ、令和4年度の本事業については次のとおり対応する。

- ・ 事業目的の達成に向け、令和4年度も引き続き、感染症の状況を注視し、感染症危険レベルや日本からの海外留学の動向等を踏まえつつ、北海道の将来を担う若者たちが海外留学で学び、本道で活動・活躍をしてもらう応援事業として、「学生留学」「スポーツ」「文化芸術」「未来の匠」の4コースについて実施。
- ・ 感染症により海外留学が実施できない可能性を考慮し、グローバルな視点を持った北海道の若者の人材育成に向けて、これまでの事業で海外に留学した経験者の体験談を聞くことができる機会を設けるなど、国内で対応可能な取組を実施。
- ・ 国・日本学生支援機構の支援は終了するが、コロナ禍において令和2年度以降、事業が中止、縮小となってきたことから、令和4年度も同様の事業規模とする。

※事業規模 予算 20,000 千円（過去3カ年平均事業費 12,788 千円）

助成対象 10 名程度、助成内容 渡航費、滞在費、授業料・研修費

【令和4年度事業の実施に向けて】

1 4コース共通

○新型コロナウイルス感染症の状況に応じた留学者の安全確保

コロナ禍であり感染症の状況、海外の感染症危険レベルや国による留学支援の取扱い、日本からの海外留学者動向などを踏まえ、状況によっては留学の支援ができない場合があることを明記。

2 学生留学コース

(1) 募集要項等の整理・簡素化

学生留学コースの国・日本学生支援機構の支援終了に伴い、令和4年度の学生留学コ

一の募集要項等から「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の部分を整理し、簡素化を図り、わかりやすくする。

(2) 留学期間

令和3年度の学生留学コースでは、「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」の助成交付の最終年度であったことから、日本学生支援機構との調整により留学期間を3カ月以上4カ月22日以内としていたが、令和4年度からは3カ月以上12カ月以内とする。

(3) 留学支援対象者の拡大

これまで「北海道・創生海外留学支援協議会」には学校教育法上の高等教育機関しか加入できず、留学支援も協議会加入の高等教育機関の学生等となっていたが、令和4年度からは、例えば職業能力開発促進法に基づく職業能力施設等（民間の職業能力施設含む。）についても協議会への加入を認め、当該施設等の学生等を留学支援の対象とする。

(4) 支援対象分野にイメージしやすい例示

学生留学コースの支援対象分野について、具体的にイメージができる例示を記載し、学生等の留学への興味・関心を高める。

※支援対象分野

- ・一次産業や観光など北海道の優位性を活かす分野

例示： ICT を活用した付加価値の高い農業
地域資源を活かしたアドベンチャートラベルの推進
循環型社会を目指すバイオマス活用 など

- ・人口減少・高齢化の進行など北海道の課題解決に資する分野

例示： 安心して子育てできる社会システム構築
人口減少化における地域交通の確保
ICT や AI を活用した地域福祉サービス など

- ・その他北海道の活性化に資する分野

例示： DX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した教育システム
ワーケーションを活用した地域貢献
脱炭素化社会を目指した再生可能エネルギーの導入 など

(5) インターシップの見直し

学生留学コースでは、これまで留学前と留学後の2度、インターンシップを実施する

ことになっていたが、令和4年度からは、留学前は留学に向けた課題整理など留学計画を遂行するための事前準備に専念してもらい、帰国後に留学経験や学んだことを地域の企業等において実践活動するインターンシップを実施。

(6) 協議会運営経費に係る大学等の負担

これまで学生留学コースにおいては、学生を派遣する大学等に協議会の運営経費の一部として応募者の審査等の経費を派遣学生数に応じて均等割で負担いただいていた。令和4年度からは日本学生支援機構の助成が終了するが、経費を精査するなど可能な限り留学生派遣大学の負担増とならないように対応。

(参 考)

- ・これまでの留学生派遣大学の負担 → 令和4年度以降の留学生派遣大学の負担
実績：1人当たり3～6万円程度 見込：1人当たり3～8万円程度
(年度により運営経費や留学者数により負担額は変動)

・北海道・海外留学支援協議会規約第9条第2項

学生を派遣する大学等は、協議会の運営に要する経費について、派遣学生数に応じて一定額を負担する。

(7) 確認事項

・留学に必要な語学力

本事業は、単なる語学留学を主目的としていないことから、語学留学のみ、あるいは語学留学が過半となる留学計画は支援対象としない。

(留学計画の遂行に必要な最低限の語学力は事前に習得していること)

・大学等での応募前のチェック

学生留学コースでは、留学計画の内容に差があることが多く、学生等の在籍大学等で応募段階において「留学目的の明確化」、「留学に必要な語学力の有無」など、計画内容の確認について改めて依頼。

なお、書面審査（計画変更による再審査を含む）は、引き続き過去に留学生を派遣した大学等からの推薦による面接審査委員で実施。

・助成金の支給方法

学生留学コースにおける助成金の支給方法は、これまでと同様に留学する学生等が所属する大学等を経由して支給。(大学等が学生等を管理する観点から滞在費は月ごとに大学等から支給する方法とする)

3 3コース（スポーツ、文化芸術、未来の匠）

3コースについては、令和4年度について変更はしない方向。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大により海外への留学を控える傾向にあるため、スポーツ、文化芸術、未来の匠の各コースに応募し、海外で学び北海道を中心に活動する若者の応募について、関係団体等の協力も得ながら引き続き周知を図る。

4 コロナ禍での事業について

本道の若者を主な対象として、これまで海外留学した経験者による留学により得たもの、帰国してからの北海道での活動などの体験談を聞ける機会を設けることで、海外で学び何を得ることができるのか、ポストコロナ後の海外留学へのモチベーションアップなど、北海道の若者が海外において自らの資質の向上にチャレンジする機運醸成を図る。

なお、新型コロナ感染症の拡大が続いていることから、オンラインによる留学について検討を行ったが、ほっかいどう未来チャレンジ応援事業は、実際の留学により体験できる異国の文化や現地の人々との交流を肌で感じるものが成果として大きく、オンラインのみの留学では限界があることから、本事業では支援の対象としない。